



助成金交付申請書及び完了届出添付書類一覧

■各様式につきましては、市のホームページからダウンロードができます。

助成金交付申請書類

【部分改修】

●助成金交付申請書及び添付資料（助成金計算書：部分改修 省エネ基準又はZEH水準）	様式第1号のほか、様式第1号添付資料1又は2のうち、申請内容に応じたものを提出
●各種公的支給や助成金交付申請に関する申出書	様式第2号
●委任状	業者の方に各種手続を依頼する場合に必要
●同意書	住宅が共有名義の場合、他の共有者の方の施工同意が必要

添付書類

●住民票の写し ※住宅所有者が市内に居住していることを確認（助成限度額の割り増しを受ける場合は、世帯構成、続柄、生年月日が確認できる全員分のもの）	戸籍住民課
●市税に滞納がないことの証明書（最新のもの）	市民税課
●エコリフォームを行う住宅の所有者が確認できる書類 下記のいずれか	
・「登記簿謄本」（3ヶ月以内のもの）	法務局
・「登記事項証明書」（3ヶ月以内のもの）	
・工事を行う家屋の「評価証明書」（原本）	資産税課
・「固定資産税・都市計画税納税通知書の写し」（最新のもの）	「表紙」と「課税資産の明細書」の部分をコピー
●エコリフォームを行う住宅が、昭和56年6月1日以降に着工されたものであることが確認できる書類（確認済証の写し、又は建築証明）	確認済証の写しは住宅所有者様、建築証明は建築指導課

工事に関する申請書類

●工事見積書 ※モデル工事費の設定がないものについては、複数業者の見積書が必要	工事項目、製品名称や製品型番等、規格、数量の記載があるもの
●付近見取図	工事場所がわかるもの
●改修箇所及び内容を示す図面等	<ul style="list-style-type: none">・平面図、立面図等・開口部の大きさや断熱材の厚さ・施工範囲など、助成対象部分の内容を示した図面・国交省の支援事業に登録された建材等やカタログ等の建材等の使用は、それらの製品型番や製品番号などを明示する
●改修しようとする箇所の写真	<ul style="list-style-type: none">・全箇所が写真で確認できるもの・既存の建材等や設備等について、製品番号や型番、性能等が確認できるラベル等を撮影・A4版縦に3枚程度の写真を印刷又は貼付け
●使用建材等の性能及び規格等を示すもの	<ul style="list-style-type: none">・窓、ガラス、断熱材、省エネ型設備機器等の性能が分かるカタログの写し等
※必要に応じて他にも図面や書類の提出を求めることがあります。	

助成の対象とならない場合も考えられますので、事前の相談をお願いいたします。

工事完了届出書類

●助成事業完了届	様式第9号
●助成金交付請求書	様式第11号

工事完了に関する書類

●費用の支払いを証する領収書の写し	
●使用した建材等の型番が分かる納品書や性能証明書、出荷証明書など、申請した内容で施工したことを確認できる書類	<ul style="list-style-type: none">申請書に添付したカタログの写し等に記載されている型番が確認できるもの申請した数量や大きさ等が確認できるもの
●対象工事の施工中、施工後の写真	<ul style="list-style-type: none">建材等や設備等の製品名、型番、厚さ、性能、使用数量など、申請内容が確認できる写真、施工状況の写真断熱材を適正に施工していることが確認できる写真（各部位ごとに、必要厚さの施工状況が確認できる写真）できるだけリフォームを行う前に撮影した同位置から撮影すること。A4版縦に3枚程度の写真を印刷又は貼付け
●建築基準法に規定する検査済証	増築等で確認申請を要した場合

※必要に応じて他にも書類の提出を求めることができます。

変更申請書類

助成金額、工事内容等に変更が生じた場合【部分改修】

●助成事業変更承認申請書	<ul style="list-style-type: none">様式第5号
●様式第1号添付資料1又は2のうち、必要なもの	<ul style="list-style-type: none">様式第1号添付資料1又は2 (助成金額に変更が生じた場合に、当初申請の添付資料を変更後の内容で提出ください。)

工事に関する変更書類

●工事見積書 ※モデル工事費の設定がないものについては、複数業者の見積書が必要	<ul style="list-style-type: none">助成対象工事費に変更が生じた場合
●変更内容が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none">平面図、立面図等
●対象工事の施工前の写真	<ul style="list-style-type: none">変更箇所が写真で確認できるものA4版縦に3枚程度の写真を印刷又は貼付け

※必要に応じて他にも書類の提出を求めることができます。



**■変更に伴い対象基準額が増額されても、交付決定した助成金を増額することはできません。
また、変更内容によっては助成金を減額する場合があります。**

取りやめ届

工事を取りやめる場合

●助成事業取りやめ届	様式第8号
------------	-------

工事写真の整理の例

※ 基本的に工事箇所ごとに、申請した内容の省エネ性能の適合性が確認できるよう整理ください。

写真

写真の説明文

例：着工前

既存の使用建材や断熱材などの写真、
既存設備等の製品番号や型番、性能等が分かる
材料、ラベル等の写真

写真

写真の説明文

例：施工中

建材等の搬入写真、
断熱材の厚さ計測や
使用建材等の数量、
性能等が確認できる
ラベル等の写真、
断熱材の施工状況など

写真

写真の説明文

例：断熱材の施工完了